

医療データは患者のモノの側面、医療機関のモノの側面、公共財としての側面それぞれがある。データ連携・利活用に向けて、社会的に広く利用できるための**権利保護の仕組み**に検討余地。

### [現状] 個人情報の第三者提供

• 元データ ……**可** ※本人の事前同意必要

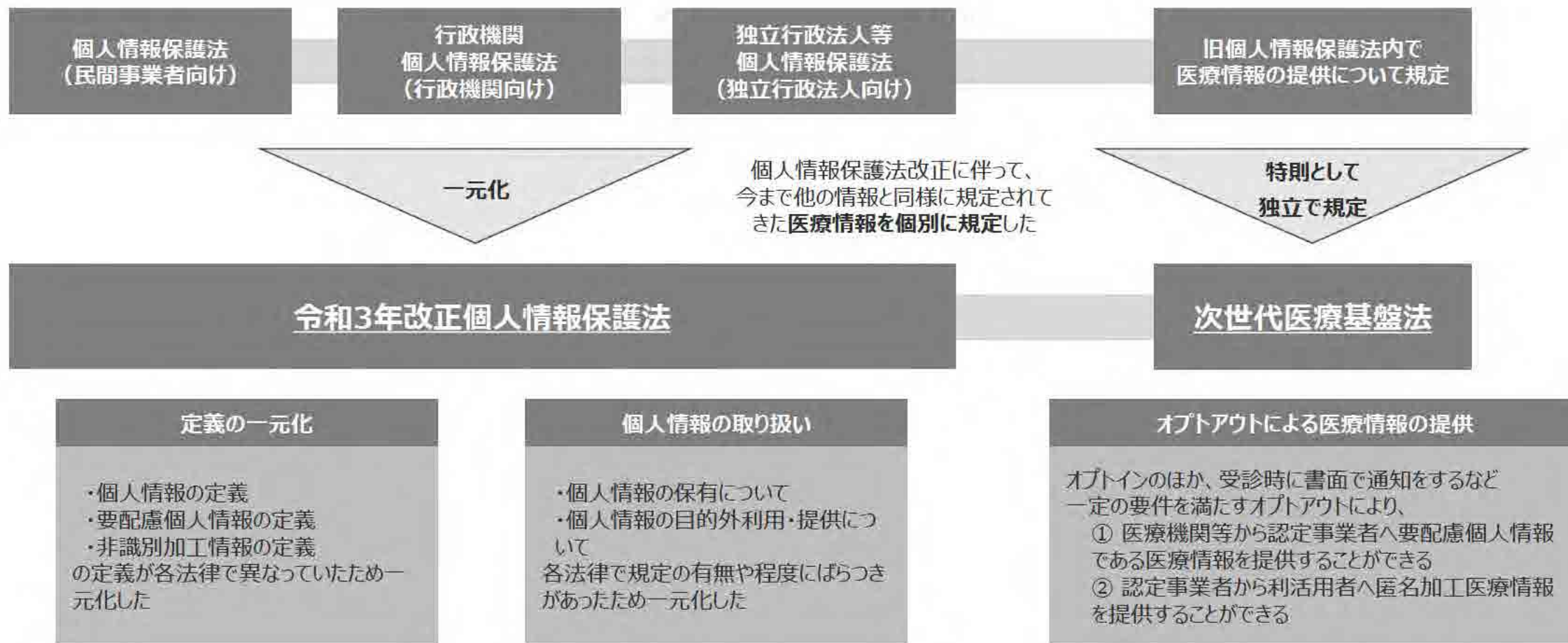
• 匿名加工……**可** ※同意不要

• 仮名加工……**不可** ※本人の事前同意を得ても原則禁止

仮名加工情報は、法令に基づく場合を除くほか、第三者提供は認められません（法第41条第6項、第42条第1項）。これは、仮名加工情報を作成する前に本人の同意を得ていた場合であっても、同様です。ただし、委託、事業承継、又は共同利用の場合には、提供元の仮名加工情報取扱事業者と提供先の事業者を一体として取り扱うことに合理性があるため、仮名加工情報を提供することは可能です（法第41条第6項により読み替えて適用される法第27条第5項各号、法第42条第2項により読み替えて準用される法第27条第5項各号）。出所：個人情報保護委員会HP「仮名加工情報を第三者に提供することはできますか。仮名加工情報を作成する前に、本人から同意を得ていた場合はどうですか」, [https://www.ppc.go.jp/all\\_faq\\_index/faq1-q14-17/](https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q14-17/), 2022年10月1日参照

# 次世代医療基盤法 (1/2)

次世代医療基盤法は改正個人情報保護法の施行と併せて、医療機関内の医療情報を活用した医療分野の研究開発を推進するために個人情報保護法の特則として施行された。



参照) 内閣府健康・医療戦略推進事務局『「次世代医療基盤法」とは』(2022年1月)